

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について</p> <p>標記のことについては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い要領」に従って処理することとし、昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。</p> <p>別添</p> <p>食品衛生法に係る食品等の通關の際における取扱い要領 1～4 (省略) 5 保税地域内の検体の収去等 (1) 行政検査においては、検疫所の食品衛生監視員に必要に応じ保税地域に立ち入らせ、蔵置されている食品等の検査のため当該貨物を開梱し、試料の収去等を行わせるので便宜を与えられたい。 なお、見本の収去を行う場合は、食品衛生監視員が様式第 10 号の「見本採取票」3 通（税関用、採取者用、輸入者用）を税關に提出し、うち 2 通（採取者用、輸入者用）に税關の確認印を受ける。 また、見本収去等が行われた貨物について、様式第 11 号の「食品衛生法第 28 条<u>第 1 項（同法第 62 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合も含む。）</u>に基づく収去・開梱済の証」を貼付する。 (2) (省略) 6～7 (省略) 別表 1 (省略) 様式第 1 号～第 9 号 (省略)</p>	<p>食品衛生法に係る食品等の通關の際における取扱い等について</p> <p>標記のことについては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）の別添「食品衛生法に係る食品等の通關の際における取扱い要領」に従って処理することとし、昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。</p> <p>別添</p> <p>食品衛生法に係る食品等の通關の際における取扱い要領 1～4 (省略) 5 保税地域内の検体の収去等 (1) 行政検査においては、検疫所の食品衛生監視員に必要に応じ保税地域に立ち入らせ、蔵置されている食品等の検査のため当該貨物を開梱し、試料の収去等を行わせるので便宜を与えられたい。 なお、見本の収去を行う場合は、食品衛生監視員が様式第 10 号の「見本採取票」3 通（税関用、採取者用、輸入者用）を税關に提出し、うち 2 通（採取者用、輸入者用）に税關の確認印を受ける。 また、見本収去等が行われた貨物について、様式第 11 号の「食品衛生法第 28 条に基づく収去・開梱済の証」を貼付する。 (2) (省略) 6～7 (省略) 別表 1 (省略) 様式第 1 号～第 9 号 (省略)</p>

新旧対照表
【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前																																																	
様式第 10 号		様式第 10 号																																																	
見 本 採 取 票 <u>整理番号</u> 年 月 日 殿 検疫所食品衛生監視員 印		見 本 採 取 票 <u>整理番号</u> 年 月 日 殿 検疫所食品衛生監視員 印																																																	
<p style="color: red; margin-left: 20px;">食品衛生法第 28 案第 1 項(同法第 52 案第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により、検査のため採取したから通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="6" style="width: 10%;">採取した貨物</th> <th colspan="2">品 名 ・ 錄 柄</th> <th>數 量</th> </tr> <tr><td colspan="2"></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">積載船(機)名</td> <td>入港年月日 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">戻置場所</td> <td>採取年月日 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">B/L No.</td> <td colspan="2">申告番号</td> </tr> <tr> <td>採取職員所属氏名</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>見本処理区分</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>返却</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>却存</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>保存</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>分析</td> </tr> <tr> <td>返却欄</td> <td>申告者受取印</td> <td colspan="2">受取年月日</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 太線枠内は税關職員記入欄 (用紙の大きさは、日本工業規格 B 列 6 番又は A 列 5 番とする。)</p>				採取した貨物	品 名 ・ 錄 柄		數 量																積載船(機)名		入港年月日 年 月 日		戻置場所		採取年月日 年 月 日		B/L No.		申告番号		採取職員所属氏名	印			見本処理区分	<input type="checkbox"/> 返却	<input type="checkbox"/> 却存	<input type="checkbox"/> 保存	<input type="checkbox"/> 分析	返却欄	申告者受取印	受取年月日		備考			
採取した貨物	品 名 ・ 錄 柄		數 量																																																
積載船(機)名		入港年月日 年 月 日																																																	
戻置場所		採取年月日 年 月 日																																																	
B/L No.		申告番号																																																	
採取職員所属氏名	印																																																		
見本処理区分	<input type="checkbox"/> 返却	<input type="checkbox"/> 却存	<input type="checkbox"/> 保存	<input type="checkbox"/> 分析																																															
返却欄	申告者受取印	受取年月日																																																	
備考																																																			

新旧対照表
【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>様式第 11 号</p> <p>食品衛生法第 28 案 第 1 項（同法第 62 案第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく</p> <p>　　收去 済の証 　　開査</p> <p>收去数量</p> <p>年 月 日 ○ ○ 検 疫 所</p> <p>この様式は緑色とし、字は黒色とすること。</p>	<p>様式第 11 号</p> <p>食品衛生法第 28 案に基づく</p> <p>　　收去 済の証 　　開査</p> <p>收去数量</p> <p>年 月 日 ○ ○ 検 疫 所</p> <p>この様式は緑色とし、字は黒色とすること。</p>